家族の自殺で遺された配偶者・親・子どもが望む支援

―弁護士をはじめとする地域の関係者に求められたこと―

令和6年2月9日
沖縄弁護士会研修会
岡山県立大学保健福祉学部現代福祉学科
准教授　大倉高志

自己紹介

秋田県生まれ，愛知県育ち

私自身が中学３年生の時に，父親が自殺（縊首）で亡くなる

埼玉大学経済学部社会環境設計学科卒業

　その後，出版社，医療機器会社，社会福祉施設，医療機関に勤務

京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻専門職学位課程修了

同志社大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程修了

　京都府非常勤嘱託職員（京都府自殺ストップセンター相談員），

同志社大学で嘱託講師，京都府立大学，佛教大学，立命館大学，

　兵庫大学で非常勤講師，

東海学院大学健康福祉学部総合福祉学科を経て，

　現在，岡山県立大学保健福祉学部現代福祉学科　准教授

社会福祉士，精神保健福祉士

本日，お話をさせていただく内容

第1部：遺族を対象とした調査から見えてきた弁護士への要望の概観

第2部：調査から明らかになった遺族の続柄別の特徴の理解
～望まれた情報提供と支援～

第3部：「自殺に対する偏見の解消」を実現するための方策とは？

①自殺と自死という言葉の問題点を知る
②自死遺族という言葉の問題点を知る
③自という文字の問題点を知る
④自殺と自死に代わる新たな第三の言葉を考える
⑤自殺の新しい定義を作る

まとめ：偏見の解消のために必要なのは，私たち一人一人の
価値観の変容である

自殺による遺族のための手引きの中で取り上げられている法律問題の一覧

- 死別後の手続き(死亡届，年金，介護保険，医療保険，遺言書の検認，相続など)
- 相続，単純承認・相続放棄・限定承認
- 過労自殺，職場での自殺，労災請求・損害賠償請求など
- 賃貸物件での自殺
- 鉄道での自殺
- 生命保険の自殺免責問題
- 多重債務問題，借金
- 医療過誤による自殺
- 児童生徒の自殺，学校・教師・加害児童と親の責任，死亡見舞金，人権救済の申し立てなど

（自殺総合対策推進センター（2018）『自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引』）

本研修会では自殺発生後の遺族の続柄別の特徴をお伝えします

「こうした問題に取組む際の基本的なスタンスですが、私たちは自死に対する根強い偏見や差別意識が広まっている中で、自死遺族の置かれている状況や、自死遺族の抱える心の葛藤をよく知り、そのことに対して想像力と共感を働かせる必要があります。この点は単なる法技術論だけでは済まされない問題で、自死遺族の抱えている問題に私たちが取組む際の原動力になるし、またそうしなければならないと思うのです。」

（大熊政一「第４章不動産賃貸借・売買をめぐる問題」一般社団法人 全国自死遺族連絡会自死遺族等の権利保護研究会編『自死と向き合い、遺族とともに歩む～法律・政策－社会的偏見の克服に向けて～』令和3年度，54）

第1部：
遺族を対象とした調査から見えてきた弁護士への要望の概観

大倉高志著

『自殺で遺された家族が求める支援
—偏見による苦しみへの対応—』

ミネルヴァ書房より2020年に出版

（2022年同志社大学社会福祉学会賞
学術研究部門　社会福祉研究賞受賞）

本日は，拙著に収載されている内容を
中心に報告をさせていただきます

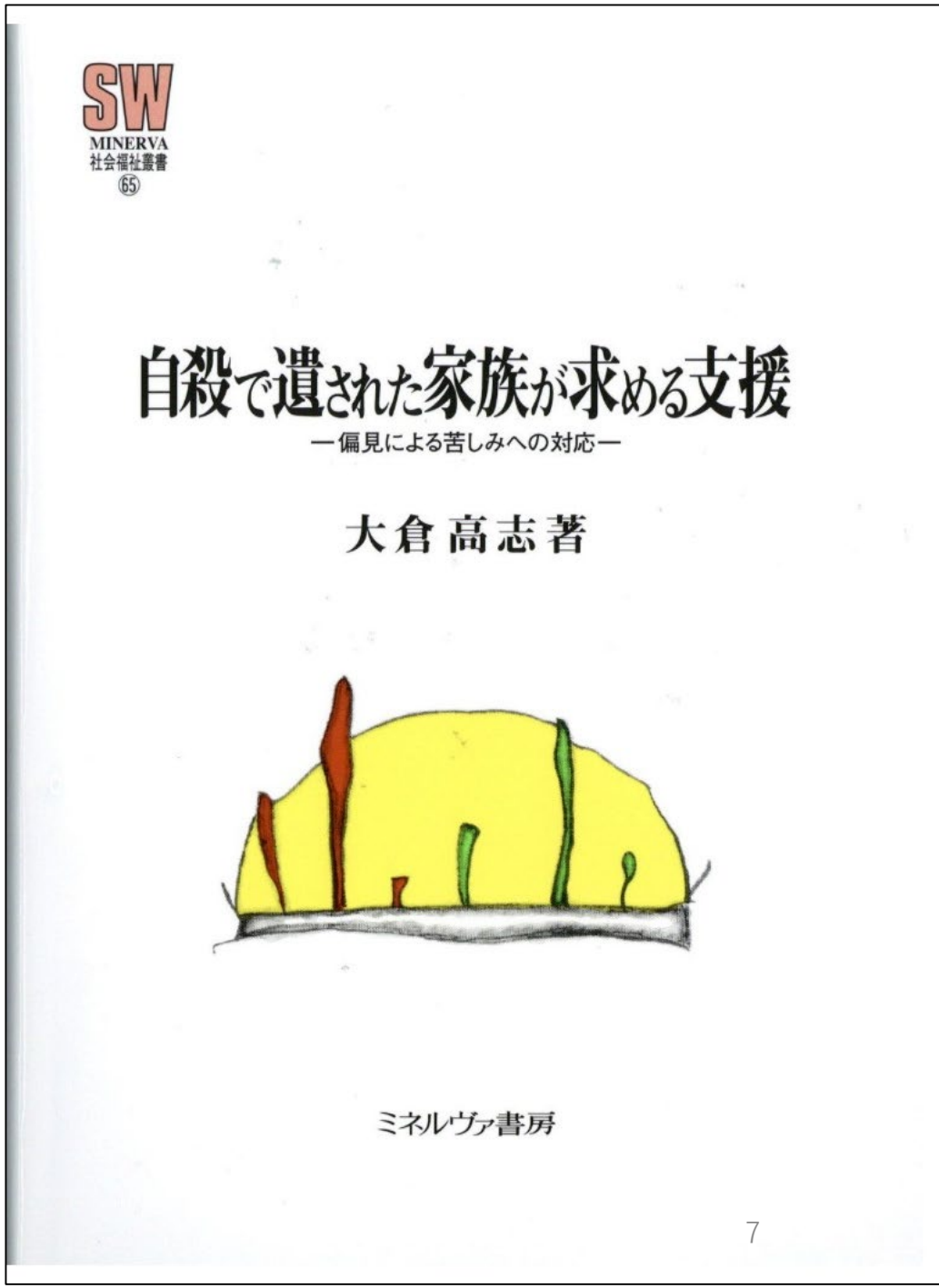

①　配偶者を対象とした
調査における弁護士への要望

夫を亡くした妻から強く望まれたこと

いつ	誰から	知りたい情報	対応方法
損害賠償の請求額が知らされ満額を支払ってしまう前に	遺族の側に立ってくれる経験豊かな年配の弁護士	請求に従って支払う必要があるものなのか、それとも減額を求めたり支払わなくてもいいものなのかについて	遺族にその必要性の有無を教え、ベストな処理方法を一緒に考えて欲しい

⇒遺族は突然の損害賠償請求に驚き，満額を支払ってしまうことが少なくないため，支払う前に相談に乗ってほしい(大倉2020：94-95)

配偶者の語りから見えてくる弁護士への要望

- 賃貸物件で不当なリフォーム代を請求され払ってしまっているので弁護士が払う必要があるのかないのかを見てあげてほしい
- 夫の過労自殺のことが何も分からなかったので出来たら同性の女性で相続や労働に詳しい弁護士が必要になった
- 鉄道など賠償請求された時や過労自殺の訴訟の時に企業側でなく遺族側に立ってくれる経験豊かな弁護士、司法書士、行政書士が必要
- 争いがなければ司法書士、戸籍触るだけなら行政書士、訴訟になると弁護士だが誰に依頼するかの見極めが遺族には困難
- 賠償請求が不安で眠れない中で鉄道会社などから呼び出された遺族に遺族会が同伴したりしているが請け負うには負担が大きい

（大倉2020：86-89）

夫を過労自殺で亡くした妻を中心に
望まれたこと

いつ	誰から	知りたい情報	対応方法
労災申請などで相談したい時	弁護士	労災申請に関する情報	弁護士はどうしても敷居が高くて遺族が自由にものが言えない。場合よっては、家族会に繋いでいただけたら家族会で自由にお話をお聞きして一緒に連携していける

⇒職場での過労が原因と思われる場合，当然，労働災害が考えられるが，弁護士は敷居が高く相談しづらい　（大倉2020：96-97）

配偶者の語りから見えてくる弁護士への要望

- 会社は最初は親身だが数日後から何も言ってくれなくなった
- 夫の生と死の事実を我が子に説明する責任が妻である私にはある。原因を明らかにしたい
- 亡くなった夫の妻として挨拶まわりと手続きに動いたのが苦しかったので誰かに代わってほしかった
- 会社は、遺族からの「何があったんですか？」という質問に対して正直に答えて欲しい
- 多重債務で夫を支え続け遺された妻に対する夫の兄弟と子の嫁たちからの責めの言葉が辛かった
- 夫の過労自殺直後に駆けつけた実のきょうだいから真っ先に怒鳴られ責められて傷ついたが慰めてほしかった　（大倉2020：89-91）

②　親を対象とした
調査における弁護士への要望

我が子を亡くした父親を中心に望まれたこと

いつ	誰から	知りたい情報	対応方法
遺族が「何で自分だけがこんな悲惨な思いをしなきゃいけないのか」と思って苦しんでいる時、警察が自殺発生を把握し保健所に伝えた時	保健の心あるチーム	家族の突然の自殺に苦しんでいるのは自分だけではないという情報	遺族のもとに駆けつけ「苦しんでいるのはあなた一人じゃないよ」、「同じようなことで苦しんでいる人は実は他にもたくさんいるよ」、「睡眠薬で眠りをコントロールすると良い」、「1～2年は自力でなんて出来ないよ」ということを伝えるのも方法の一つ。（ただし、個人情報の取り扱いなど検討すべき問題はたくさんある）

⇒保健所主導で、医師、弁護士、市役所、民生委員などで構成する保健の心あるチームが救護するのも一案と語られた（大倉2020：150-151,156）

親の語りから見えてくる弁護士への要望

- 息子の死亡確認後、病院で校長から「全校集会で自殺という言葉を使わず、ただ、死亡した、とだけ伝えたい」と事務的な説明を受け憤慨した
- 人の道を説く先生方が学校で起こったことを自己擁護する凄まじい団結力を見るにつけ、教職員組合はけしからんと思わずにはいられない
- 法律的には権限は文科省でなく教育委員会にあるがそう言いながら通達は文科省が出し責任がぼや～んと消えてしまう構図が問題である
- 文科省は教育委員会や校長が知っている事実を包み隠さずに遺族に随時公開する仕組みを人権問題として早急に作ってほしい
- いじめ、クラブ活動中の事故、教師の暴言暴力などの不作為で自殺した時、実態を隠そうとする学校を相手に人権救済申立や訴訟がある
- 人権5流国の日本では、過労自殺、学校での不登校後の自殺などの後の人権救済申立や訴訟など、弁護士・司法書士の関わりが欠かせない

（大倉2020：144-146）

過労が原因で一人息子を亡くした母親を中心に望まれたこと

いつ	誰から	知りたい情報	対応方法
会社が情報開示をしない時	弁護士	労基署への労災申請の方法	説明をいい加減にせずに親身に対応してほしい

⇒我が子を亡くした悲しみの中、手続きを進めても失われた命はかえらないが、やっとの思いで、この人なら、と思って足を運んでいるので、肉親と思って接してほしい

（大倉2020：152-153）

親の語りから見えてくる弁護士への要望

- 自殺者を出した会社は最初は親身だが守りに入って丁寧さが失われ疎遠になる

- 会社での自殺には第3者調査委員会設置が有効である

- 弁護士は、一般の人には知識がない労災申請などの説明をいい加減にせず、親身に説明してほしい

（大倉2020：146-147）

③　子どもを対象とした調査における弁護士への要望

亡くなった親の借金に困った子どもを中心に望まれたこと

（大倉2020：208-209）

いつ	誰から	知りたい情報	対応方法
遺族向けのリーフレットを作成する時や、相続放棄の方法を発信する時	弁護士 司法書士	相続放棄の方法、相続放棄が自力で無料で手続きできる方法	親の借金が残り、すぐに返済しないといけないと思ったので支払ったが、故人のお金も生命保険もゼロになり、むしろマイナスの状態になった。相続放棄という方法があり、借金があると分かってから3ヶ月しか期限がないが、相続放棄しても生命保険は受け取れるということが分かっていればと悔やまれた。「相談は弁護士会へ」或いは「相談は司法書士会へ」だけでなく、家庭裁判所で無料で親身な説明を受け自力で手続きできる場合も多いので、自力で手続きできるような情報も発信してほしい

亡くなった母親の多重債務に困った娘を中心に望まれたこと

（大倉2020：208-209）

いつ	誰から	知りたい情報	対応方法
遺族から故人の借金の取り扱いについて相談を受けた時	弁護士 司法書士	返済金に過払い金が出ていないか	故人が借金を完済していたにもかかわらず借金の取り扱い業者から生命保険金目当ての返済請求書が届くこともあるが、よく分からない遺族にとっては怖さが先に立ち生命保険金で支払いを終わらせようとしてしまうこともあるので、引き直し計算などですごく大変な作業だが過払いの状態であるかどうかをきちんと調べ、遺族に情報を提供してほしい

子どもの語りから見えてくる弁護士への要望

- 借金返済の過払いで自殺に至ったり遺族が生命保険まで請求される事態があるので、弁護士、司法書士は確認し教えてほしい
- 親の借金がいくらあるのかは請求書がないと分からないし、払わないと怖いから生命保険で払っちゃうのが普通
- 借金の存在を知らずにいると、遅延損害金が上乗せで請求されてくるから情報センターから借金額が提供されると安心
- 司法書士、弁護士に相談に行くと数万円かかるが、家庭裁判所に行けば無料ですごく親切に教えてくれる
- 相続放棄が、自分で無料で手続き可能なこと、3ヶ月以内という期限、相続放棄しても生命保険は相続できるなど情報が必要

（大倉2020：198-201）

第2部：

調査から明らかになった
遺族の続柄別の特徴の理解
～望まれた情報提供と支援～

①　配偶者の自殺によって遺された配偶者が望む情報提供と支援

遺された妻が抱える負担の重さ（1）

- 子どもの有無にかかわらず，遺された妻が抱える負担の方が，遺された夫が抱える負担よりも重く，長引く傾向がある
- 第一に，遺された妻は本来，夫の生前には家庭の内外におけるいくつもの難局を夫と共に乗り越えてきた一番の功労者であることが多い。しかし，ひとたび夫を自殺で失った瞬間から「最も身近にいながら夫を死に追いやった妻」という責めを一身に受ける立場となる場合がある
- この点が，周囲への助けを求めにくくさせる要因の一つとなっている（大倉2020：135-136）

遺された妻が抱える負担の重さ（2）

- 第二に，子どもの有無にかかわらず，

夫の過労自殺後の原因究明に向けた勤務先とのやり取りや訴訟準備，

夫の経済活動と多重債務後の借金の処理と生活再建など，

夫が生前に抱えた困難や新たに生じた課題の事後処理を，

悲嘆に苦しむ妻が一手に引き受けざるを得ない状況に死別と同時に瞬時に追い込まれる傾向がある

（**大倉**2020:135-136）

子どもの有無と子どもの年代も考慮（1）

- 子どものいない妻は，自宅で長期に渡り孤立する恐れがあり，場合によっては後追い自殺の危険もある

- 未成年の子どもがいる妻にとって，

子どもの学習上の不適応や学校でのからかいやいじめ被害，不登校の時の対処方法，遺児の集まりや奨学金など経済的支援策，親の自殺現場を見てしまった子どもの症状や体調，心理，発達について相談できる場所，小さかった子どもへの親の自殺の事実の伝え方，

などの子どもの養育に関する情報の欠如が死別後の不安と混乱をより一層複雑化させる要因となっている

⇒特に子どもが幼い場合には後追い自殺が無理心中という形となって発生する恐れがある　（大倉2020：136）

子どもの有無と子どもの年代も考慮（2）

- 成人した子どもがいる妻は，比較的，成人した子どもからの助けにより家庭が維持されているかのように見える
- しかし，子どもの有無や年代にかかわらず，子どもからの常時の助けが得られなかったり，遺された妻だけでは抱えきれない困難があるように見受けられたりする場合には，遺された家族の事情をよく理解でき全ての解決の手立てを熟知した，先に同じ経験をした遺族などによる関わりが有効な場合がある

（大倉2020：136）

遺された夫にかかる社会的負担の重さ

- 遺された夫は，妻との突然の死別に混乱する中，男性としてしっかりと事後対応をすることが暗黙のうちに求められ，死別後に関わる関係者から厳しく当たられたり，的確な情報を入手し切れないままの状態で孤軍奮闘を余儀なくされたりする
- 未成年の子どもを抱える夫の場合，職場での責任が多い中，仕事，子育て，家事などを悲しみに暮れる中でこなしていく必要があり，

子どもの学習上の不適応や学校でのからかいやいじめ被害，不登校の時の対処方法，遺児の集まりや奨学金など経済的支援策，親の自殺現場を見てしまった子どもの症状や体調，心理，発達について相談できる場所，小さかった子どもへの親の自殺の事実の伝え方，

などの子どもの養育に関する情報を長期間にわたり入手し損なう恐れがある

⇒場合によっては子どもの後追い自殺の危険もある(大倉2020：136-137)

遺された配偶者が支援を期待する職種（1）

- 自殺と判明した直後以降で，警察や行政窓口をはじめとする既存の専門家や関係者が遺された配偶者の対応をした時に，遺された配偶者の苦しさに配慮した手厚い対応が求められた
- 具体的には，既遂自殺の際に現場や病院に駆けつける警察は，死因が確実に自殺であると判断される場合には，その場でパンフレットなどの冊子を手渡すと同時に，目の前の遺された配偶者の癒しや予想される困難の解決に繋がる声掛けを実施することのできる最初の専門家になり得る　（大倉2020：137）

遺された配偶者が支援を期待する職種（2）

- 行政窓口の担当者は，遺された配偶者の背景や子どもの有無などを考慮し，期限のある手続きや労災申請の方法など個別の背景に応じた情報提供が望まれた。もちろん，状況に応じ遺族が安心して話すことができるよう個室で対応することも望まれる
- 先に同じ経験をした遺族や，充分な研修を受け自殺後の遺族支援に熱意のある専門家が，自殺と判明した直後から支援を開始し，遺族に必要と思われる支援の見立てをし，その後も継続的に遺族を支え，同行支援や代行支援を実施することが有効な場合がある
- この際の留意点として，関係者は，家庭訪問を実施する際には慎重さと共に，死因が自殺であることが近隣住民に分からないよう細心の注意を払うことが求められた（大倉2020：137）

②　子どもの自殺で遺された親が望む情報提供と支援

遺された母親は我が子を自殺で亡くしたことを外部に話しにくい場合がある

- 遺された母親は，お腹の中に我が子を宿した時から大切に育み，出産し，我が子を自分の身を分けた存在と思うほどの密接な愛着と共に養育していくため，我が子の死因や詳しい養育の過程を他者に説明しづらい感覚や，亡くなった子どもを産み育てた母親としての言い知れぬ苦悩，さらには，地域に知れ渡ってしまうことへの漠然とした抵抗感を抱いている可能性がある
- そのため，我が子を自殺で失ったということを父親以上に外部の関係者に説明しづらい特有の困難感があるものと推察された

（大倉2020：187）

遺された母親には特段の配慮を提供する

- 子どもを亡くした母親には，子どもの死の背景と母親の心情を充分に斟酌しながら，
- 母親が受付窓口に訪れた場合には，威圧感を抱かずに安心して話せるような居心地の良い個室を用意したり，母親が我が子の死の経緯や養育の過程を話そうとしている場合には，急がせずゆったりとした態度で耳を傾けたりするなどの格別の接遇が提供されて然るべきである（大倉2020：187）

癒しと回復の場になかなか行けない遺された父親への配慮

- 遺された父親は，自分の癒しを後回しにしてでも家族を守るために大黒柱として頑張って働かなければならないという意識が強い上に，遺族会における体験の分かち合いの場への参加に抵抗感を抱く父親も少なくない
- 「○○研究会」などの名称で建設的な議論をしたり研究をしたりするような取組みを継続的に開催するなど，父親の参加を促進する工夫が求められる

（大倉2020：187）

遺された父母は我が子を亡くし，心身共に壊滅的で惨憺たる状態

- 遺された親の性別に関係なく，親は，我が子の死の責任を一身に受けとめ，親自身の生き方と子育ての方法の全てを振り返り，その全てが崩壊する事態に直面していた
- この傾向は，親自身の他に責める対象がない場合には，特に顕著に見受けられた。
- このような心身共に壊滅的で惨憺たる状態の中，直後には欲しい情報なんてないと思うほどの精神状態に陥っていることを想定し，特別に配慮した継続的な対応が望まれる　（大倉2020：187-188）

学校は実態把握に全力を挙げるべき

- 子どもが中学生であった場合には，子どもにとって日常的な居場所となっていた学校内での何らかの出来事が子どもの自殺の直接的，あるいは，間接的な原因である可能性が否定できないため，教育委員会などの上部組織の長や校長は，その職位と職責を以て，知り得る限りの実態の把握に全力を挙げ，知り得た事実の全てを遺族と共有することが求められる
- 文部科学省は，そのような体制の整備に全力を挙げることが求められる　　（大倉2020：188）

責められる人が自分しかいない場合には，親は自分を一心に責め続けている

- 子どもが高校・大学の時期に亡くなった場合には，子どもを亡くした親のうち，学校の教職員を責めるよりも親自身を責める気持ちの方が強い親は，その責任を一身に背負い，責められる人が自分しかいないと声を揃えた。
- このように，責める対象が親自身の他にない場合には，親は自分自身を一心に責め続け，打ちのめされていた

（大倉2020：188）

亡くなった子どもが就労・結婚していた場合の留意点

- 亡くなった子どもが就労していた場合には，長時間労働などによる過労死の問題，精神科・心療内科などに通院する過程で生じる問題，再就職の問題などが関係する可能性がある
- 亡くなった子どもが結婚していた場合には，夫婦間における暴力の問題や離婚の問題，子どもの養育の問題が関係する可能性がある
- 亡くなった子どもが離婚調停中で、未成年の子どもがいた場合には，子どもの親権者決定過程における問題や，養育費の支払い額の決定の問題，財産分与の問題，慰謝料の支払い額の決定に関する問題などが生じる可能性がある（大倉2020：188）

亡くなった子どもの配偶者や交際相手に対して不信感が生じる場合がある

- 結婚している子どもを亡くした親は，子どもの家庭内での出来事についての限られた情報から実態を推測し解釈しようとするしかなく，子どもを亡くした怒りの矛先が，亡くなった子どもの配偶者に向く場合がある
- 一方，亡くなった子どもの配偶者も，多くの場合，亡くなった配偶者の親などから，実際の事実とは微妙に異なる可能性のある推測による理由によって故人の死についての責めを受けるなど，分が悪い立場に置かれがちである
- そのため，結果的に，故人の親と，故人の配偶者の双方が苦しい対立を余儀なくされる場合がある
- この傾向は，交際している場合にも見受けられ，故人の親から，故人の交際相手に対する不信感が語られた　（大倉2020：188-189）

【着眼点】責めの対象が，(1)遺された親自身にとどまるか，それとも，(2)家庭の外部か

(1)遺された親の他に責めの対象がないように見受けられる場合には，救急医，警察，葬儀社・火葬場，お坊さんをはじめとする宗教関係者など，親と接触する可能性のある限られた関係者からのさりげなくも用意周到な情報提供が有効な場合があり，一心に自分を責め続ける親にとって数少ない直接の救いの手となり得る

(2)遺された親の他に責めの対象があるように見受けられる場合，つまり，子どもの自殺の原因が家庭の外にあるように推察される場合には，学校や職場，病院など，亡くなった子どもの生前の所属や，関わりの深かった関係者に応じて，望まれる情報が異なる

⇒それぞれの遺族に固有な背景を詳しく知ることになる関係者からの的を射た正確な情報提供が有用な支援となり得る（大倉2020：189）

遺された親が知りたい情報とは？

- 上記の(1)と(2)のいずれにも共通することとして，親は我が子の自殺の経緯・理由・背景などの全てを知りたいと考えていた
- 具体的には，

救急医や警察，検案医などから，故人がどのような場所でどういう状況で亡くなっていたのかなどの現場の情報や，傷の位置や直接の死因などに関する遺体の細かい情報について，特に，遺族の目線からは分からない事実や，職務上，知り得た情報について，知りたい親には隠さずに教えること，また，学校で何があったのかについて知り得る限りの情報，病院でのカルテなどの正しい診療情報，職場での時間外労働などの労働状況，離婚調停にあたった家庭裁判所の審理過程，などが求められた（大倉2020：189）

【遺された親の心理】
死別後の手続きは、子どもが亡くなったという事実を突きつけられる連続である

- 遺された親は，我が子の死別後の手続きを進める中で，その一つ一つが，我が子が亡くなったという現実を突き付けられる確認作業となり，胸の潰れるような思いをしている
- 死別後の諸手続きに携わる関係者は，公の場では決して表出されることのないこのような親の悲痛な叫びを心に留めながら窓口業務にあたる必要がある

（大倉2020：190）

③　親の自殺で
遺された子どもが望む
情報提供と支援

末子や幼い子どもが自殺と伝えられず苦しむ恐れがある

- 未成年の時に親を亡くした子どもにおいては，小学校入学前や小学校，中学校の時に親を亡くした子どもは，遺された親から亡くなった親の自殺の事実について直接，伝えられない場合があり，子どもが，遺された親に対し，強い怒りや深い恨みを抱き，場合によっては，親子関係が完全に崩壊し，絶縁状態に陥る恐れもある
- また，子どもが小学生であるなどと幼い場合には，亡くなった親の生前に，親による心中の未遂を経験していることがある（大倉2020：255）

動けない親に代わり死別後の諸手続に苦しむ場合がある

- 高校や大学などの時期に親を亡くした子どもは，性別を問わず，遺された親が死別後の諸手続きに動けないように見受けられたり，また，遺された親が死別，あるいは，離別などで不在であったりする上に，親戚からの助けも得られないように見受けられる場合には，親の突然の死に驚愕し急性精神症状も見られる中，遺された子どもが死別後の諸手続きに動く必要性に迫られることがある
- しかし，遺された子どもにとっては死別後の諸手続きが初めてであったり，社会経験が不足していたりするために，大人が想像する以上の重い負担感と差し迫った切迫感を抱き苦しんでいる場合がある　　（大倉2020：255）

成人後に親を亡くした子どもは死別後の諸手続に幾分か慣れてくる

- 成人後に親を亡くした子どもにおいては，就職した子どもは業務の中で死別後の諸手続きの一端を知ることになったり，既婚の子どもは配偶者からの助けが得られたり，50代前後の子どもは親を自殺で亡くすよりも以前に既に家族の誰かを亡くし死別後の諸手続きを経験していたりすることもあることから，死別後の諸手続きに対する困難感もいくらかは和らいでいる場合もある
- しかし，それでもなお，重い負担感と差し迫った切迫感を抱き苦しんでいる場合がある　（大倉2020：256）

遺された子どもが支援を期待する職種

- 自殺と判明した直後以降の時期において，
- 遺された親や葬儀社，さらには，遺された子どもが未成年の場合には，学校の先生やカウンセリングの技術のある教職員などといった家族や関係者が，
- 遺された子どもの対応をした時に，
- 遺された子どもの苦しさに配慮した親身で手厚い対応が求められた

（大倉2020：256）

子どもが置かれた現状を把握するための３ 要素

- 具体的には，自殺発生から火葬前までの間における遺された子どもが置かれた現状について，

1. 現場に居合わせたか
2. 自殺だったと教えられたか
3. 遺体との対面を果たしたか

という3 つの要素に着目しながら現状把握を行なうことにより，次の5 つの分類を起点とした支援を展開することができる（大倉2020：256）

子どもが置かれた現状は，５類型のどの類型に当てはまるか（大倉2020：256）

①現場で実際に遺体を見た子ども（第一発見者となった子どもと，後から現場に駆けつけた子ども）

②現場におらず，自殺だと教えられ，遺体との対面も果たした子ども

③現場におらず，自殺だと教えられたが，遺体との対面を果たせなかった子ども

④現場におらず，自殺だと教えられなかったが，遺体との対面は果たした子ども

⑤現場におらず，自殺だと教えられず，遺体との対面も果たせなかった子ども

⇒親の自殺未遂の有無と，親による心中の未遂の有無も考慮に入れる

表　自殺発生から火葬前までの間における子どもが置かれた現状を把握する際の3つの要素

分類番号	現状を把握する際の3つの要素 / 遺された子どもが置かれた状況	第一段階 1．現場にいたか （自殺発生直後の所在）	第二段階 2. 自殺だったと教えられたか （事実の伝達状況）	第三段階 3. 遺体との対面を果たしたか （故人との対面による別れの場の有無）
①	現場で実際に遺体を見た子ども（第一発見者となった子どもと，後から現場に駆けつけた子ども）	現場にいた	自分で見て知った	遺体との対面を果たした
②	現場におらず，自殺だと教えられ，遺体との対面も果たした子ども	現場にいなかった	自殺だったと教えられた	遺体との対面を果たした
③	現場におらず，自殺だと教えられたが，遺体との対面を果たせなかった子ども	現場にいなかった	自殺だったと教えられた	遺体との対面を果たしていない
④	現場におらず，自殺だと教えられなかったが，遺体との対面は果たした子ども	現場にいなかった	自殺だったと教えられなかった	遺体との対面を果たした
⑤	現場におらず，自殺だと教えられず，遺体との対面も果たせなかった子ども	現場にいなかった	自殺だったと教えられなかった	遺体との対面を果たしていない

大倉（2020）『自殺で遺された家族が求める支援―偏見による苦しみへの対応―』ミネルヴァ書房，249ページより一部改変して引用

①現場で実際に遺体を見た子ども（第一発見者となった子どもと，後から現場に駆けつけた子ども）

- ①の場合には，小学校や中学校，高校などに在学する子どもであれば，
- 学校に登校し教室に入る前に，カウンセリングの技術のある教職員が，遺された子どもがその時に抱いている感情や考えていることなどについて，
- 落ち着いた環境でゆっくりと耳を傾け，共感の姿勢を持ってただ寄り添おうとすることは，親の自殺現場を目撃し極度の緊張状態にある子どもにとって，最初の救いの手となり得る（大倉2020：257）

②現場におらず，自殺だと教えられ，遺体との対面も果たした子ども

- ②の場合には，後から駆けつけたために現場を見ていない子どもに対しても，可能な限り，親の遺体の一部を見せるなどし，親の死の実態が一瞬で理解できるような説明の仕方をし，親がどのようにして亡くなったのかについて納得できるような明確な根拠を情報として提供するべきである
- 加えて，遺された子どもは，死因が自殺と分かっただけでは完全には納得できないことから，その後も次から次へと湧き上がる疑問に対し，その都度，答えてもらえることが肝要である

（大倉2020：257）

③現場におらず，自殺だと教えられたが，遺体との対面を果たせなかった子ども

- ③の場合には，遺された子どもは，結局，親の遺体を見ておらず，死別後には親に対する綺麗な思い出が残り，一見，賢明な選択がなされたように思われる
- しかし，月日が経つにつれ，遺体と対面できる最後にして唯一の機会を逃したことを後悔したり，見なかった自分を責めたりする恐れがある
- このような取り返しのつかない後悔に襲われる子どもがいるという事実があることを憂慮し，また，火葬を済ませてしまってから「遺体と対面したい」と思い直していたのでは完全に手遅れとなってしまうため，遺体との対面の機会が火葬前までしかない現実を重大視しつつ，遺体発見から火葬の前までに，お父さん，あるいは，お母さんの遺体を見るかどうかについて，対面を暗に制限しない形で直接問い掛け，一人の人格として子どもの意思を尊重することも場合によっては必要である

（大倉2020：257）

④現場におらず，自殺だと教えられなかったが，遺体との対面は果たした子ども

⑤現場におらず，自殺だと教えられず，遺体との対面も果たせなかった子ども

- ④と⑤の場合には，自殺の事実を伝えられなかった子どもが，強い怒りや深い恨みと共に悲痛な心の叫びを抱えたまま大人になっていく場合があるということを深く憂慮し，
- 遺された親が健在な場合には，遺された親自身から自殺の事実を伝えることこそが求められているのだという認識に鑑み，
- 死別直後に遺された親と話した時，あるいは，遺体が運ばれて来た時からお通夜の前までに，亡くなった親の死に方を丁寧に，かつ簡潔に，遺された親が自ら直接，子どもに語りかけるべきである

（大倉2020：258）

遺された親に代わり、近しい者が子どもに自殺だったと説明してもよい

- また，周りの大人たちも，このことを知識として心掛け，遺された親が健在な場合には，遺された親が子どもに直接伝えられるように力づける，あるいは，伝えることを促し勧めることが求められている
- 一方，遺された親が子どもにどうしても伝えられないように見受けられる場合や，故人の配偶者が死別や離別などの理由で不在な場合には，親に代わって別の近しい者が子どもに説明するということも，現実的な選択肢の一つになる

（大倉2020：258）

亡くなった家族との最後の対面の機会を子どもから奪わないように配慮する

- また，亡くなった親との別れの葬儀の場に際し，どれだけ親の遺体の損傷が激しかったとしても，亡くなった親の遺体と対面するかしないかについて，遺された子どもに対し，対面を暗に制限しない形で直接問い掛け，一人の人格として子どもの意思を尊重することも場合によっては必要である
- もちろん，遺された親が健在な場合において，遺された親に対し，遺された子どもに自殺の事実を今すぐ伝えるよう強要することは，全くの逆効果であり，過剰介入である
- 遺された親に対しては，自殺の事実を伝えた方が良いことを勧めつつも，その実行を急がせないなどの細心の注意を払うことが求められる

（大倉2020：258）

本研究の語りから見えた想定される介入時期

（前後・上下の順不同）

（大倉2020：395）

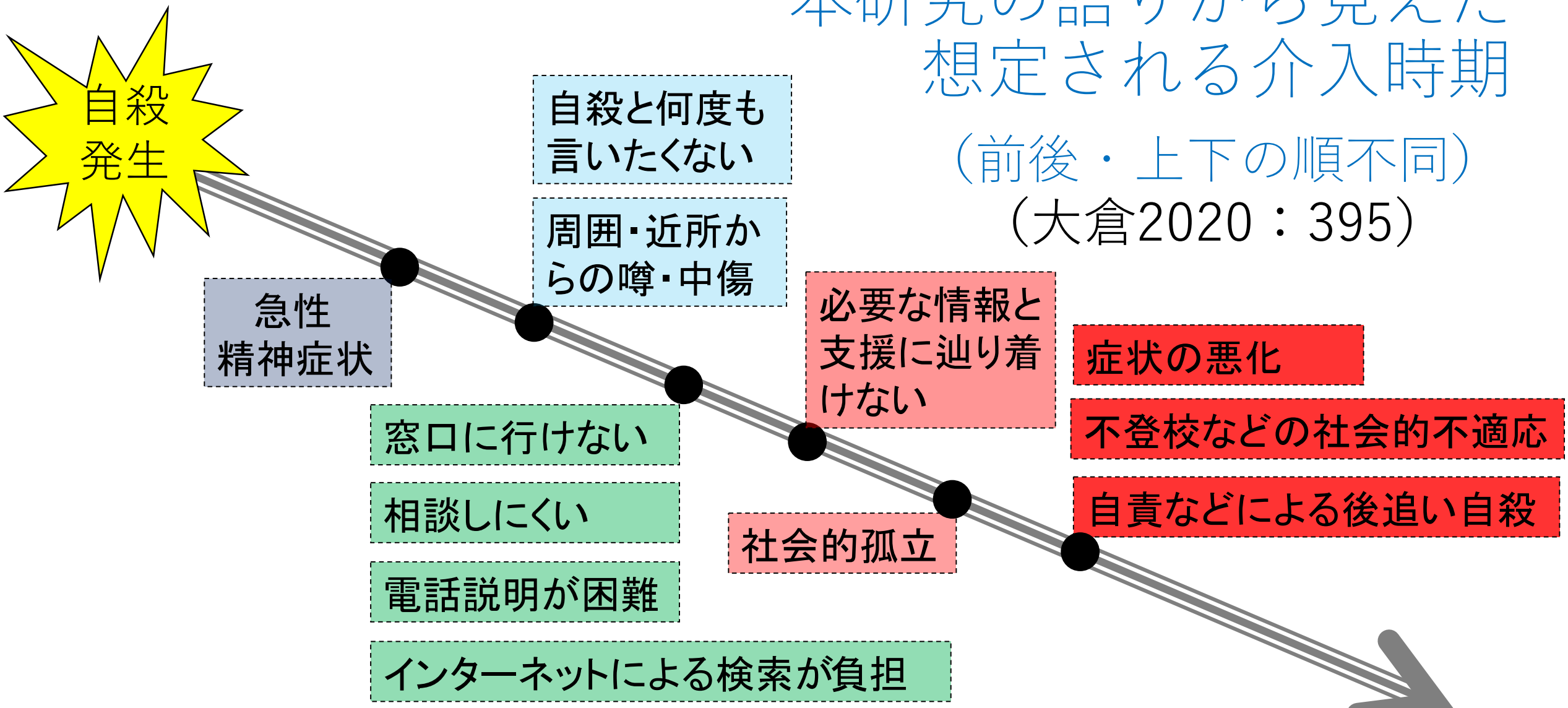

重複してもいいので，接触時に躊躇せず情報提供をする

第３部：
「自殺に対する偏見の解消」を実現するための方策とは？

① 自殺と自死という
言葉の問題点を知る

従来の自殺に対する典型的な価値観

- 弱かった，悪いことをした，自分勝手で身勝手な死に方をした，困難を乗り越えられなかった，迷惑な死に方をした，死にたくて死を選んだ，世の中には生きたくても生きられない人がたくさんいる中で体は元気なのに死にたくて死んだ

- まるで悪い死に方をしたかのような，まるで他の人に劣る死に方をしたかのような見られ方があります

（清水新二2013，大倉2020：32-33）

自死という言葉にも様々な解釈が混在

- 吉野淳一は，自殺を自死に置き換えた上で，「自らの意志により，自らの手によってもたらされた自分の死」と意味づけました（吉野1998）

- 平山正実は，「おのずから死なざるをえなかった」，つまり，自ずから（【参考：意味の一例】ひとりでに，自然に：広辞苑より引用者補注）死なざるを得なかったという意味で自死と言いたい，と独自に新しい解釈を提示しました（平山2004）

- 須原一秀は，自身の著書である『自死という生き方―覚悟して逝った哲学者―』の中で，自らの健全な意思で死ぬ時期を選び，平常心で清々しく自ら死んで行く考えを記した後で，実際に自ら決めた日に自死を決行し，その後に著書が出版されました（須原2008）

自殺という言葉だけでなく，自死という言葉にも，問題点が複数ある

- 自殺を自死に置き換える試みに対する疑問や懸念，差し迫った不安感，さらには，自死に置き換えることへの反対を訴える遺族が少なくない印象です

- 自殺という言葉だけでなく，自死という言葉にも，根本的な問題が内在されており，どちらの言葉も適切であるとは言い難い印象です

- 自死という言葉には，自ら死ぬという歴史的な解釈もあり，自ら死ぬという語感から自発性と能動性が連想され，「自死は自己選択である」，といった潜在的な見方を想起させる可能性があります

（大倉2020：13-16）

自死という言葉に内包されている問題点

- 自死という表記は，本人による完全な自由意志によって望み，選択され，実行された行為である，と文字通り容易に連想されてしまう点が最大の問題点です
- 例えば，裁判で，「自死の多くは，精神疾患が原因であり，本人の自由意志によって実行されたものではない」と主張したとします
- しかし，自死という言葉に備わる「自ら死ぬ」，「自ら死んだ」，「自ら選択して死んだ」，「自ら望んで死んだ」という語感から，その行為は本人が望んで実行したものである，という解釈が想起される恐れがあります

⇒自死という言葉の使用により，裁判において，遺族に不利な帰結を招いている側面はないでしょうか？

自ら望んで死ぬことを選択する自死という語感から波及する問題

- 学校の教師による暴言暴力や不適切な指導や，児童生徒や学生によるいじめによる被害を受け自ら命を絶ったのにもかかわらず，「本人が自死して亡くなった」と言うと，まるで本人が自ら望んで死を選んだかのような含みを伴ってしまう可能性があります
- 勤務上の過労で自ら命を絶って亡くなり，「過労が原因で自死して亡くなった」と言うと，本人が労働環境が嫌になり，自ら進んで死を選んだのではないか，と暗に受け取られてしまう可能性があります

（大倉2020：14-16）

⇒　自死と表記することは，その死が自ら望んだ行為だったという誤った解釈を生じさせている側面もあります

自殺を自死に置き換える試みが抱える問題点

清水によると「あるシンポジウムの折，フロアから出された質問は，

（1）自殺を単に自死と言い換えて，きれいごとですませようとしているのではないか，

（2）自己に対してとはいえ自殺は一人の人間を殺すことなのだという意識を低下させるのではないか，というものであった。

（1）は事態がまったく変わっていないのに安直な言葉の置き換えによって，現実の問題を糊塗しようとしているのではないかとの批判とも聞こえる。あるいは言葉の置換などしているより，私たちに必要なのは「自殺」という現実をもっと徹底して直視することだとの深い洞察と示唆であろう。

（2）に関しては，自殺用語が内包している自殺に対する抑止効果の低下を危惧するものといえよう。いずれも，真剣かつ悩ましい問いかけである。」

（清水新二2009）

自殺という言葉に抑止効果があるのならば，自殺の表記を使用したい

- 自死と言われると，自分で死ぬという語感から，まるで苦しい時や悩んだ時に「自分で死ぬこともできる」という選択肢を教えられているような感覚に襲われなくもありません
- 一方で，自殺と言われると，自分を「殺す」という言葉が持つ尋常ではない響きに思わず緊張する感覚が湧き，その感覚がひいては自殺の抑止に繋がっている面があると言われれば，確かにそうかもしれないと思う部分もあるのかもしれません

⇒もし，本当に自殺という言葉に，自殺の実行を思いとどまらせるような抑止の作用や，掛け替えのないたった一人の人の自殺を抑止できるかもしれないという一縷の望みがあるのだとしたら，私は自殺という言葉の力にすがりたいという思いも遺族としてあります　（大倉2020：11-12）

自殺を自死に置き換える際の問題点

(1)自殺の抑止効果が減じてしまう
(2)自殺で亡くなった故人の真の苦しみまでもが薄らぎ，見失われる
(3)自らその死を望み，自分で選んで死んだという自死の自己責任論の再燃
(4)自分を殺したという解釈が残存し，社会的な非難の目を払拭できない
(5)遺族が被った真の苦しみまでもが軽んじられてしまう

（大倉2015：49-54；2020：13-16）

自死という表記では，故人と遺族の苦しみまでもが薄らいでしまう危険がある

- 自死という表記では，自分を殺さざるを得ないほどに苦しんだ故人の真の苦しみや痛み，悲しみ，悔しさ，耐えがたさ，口惜しさといったものまでもが薄らぎ，抜け落ちてしまうように感じられます

- 周囲の関係者が遺族のことを把握し支援しようとする際に，故人の「自殺」に苦しむ遺族と，「遺族は自死で苦しんでいる」と考える関係者との間に，齟齬が生じ，遺族の真の苦しみが軽く見積もられてしまう恐れがあります（大倉2020：13-16）

② 自死遺族という言葉の問題点を知る

「自死」と言い換えたり「自死遺族」と呼んだりすることが遺族への配慮にならない場合がある

- 「遺族を中心に『自死』に置き換えて欲しい」という声があることは確かですし，私もあしなが育英会や自死遺族会の影響から「自死」や「自死遺族」という言葉を使ってきました

- しかし，実際には，遺族を中心に「『自死』に置き換えるのではなく，引き続き『自殺』と言いたい」，「自殺で亡くなったのだから，『自殺遺族』と言いたい」という声もあります

- さらに重要なのは，そのように声を大にして訴える方々がいる陰で，声を上げない大多数の方々の多様な考え方にも私たちは気を配る必要があります

（大倉2020：9-11）

「自死遺族」から普通の「遺族」へ

- 「自死」や「自死遺族」という言葉は，文字通り「自分で選んで死んだ人の遺族」という響きがあり，望まない自殺で亡くなっている多くの故人の実態とは異なる印象を世間に与えている恐れがあります

- 遺族の中には，「自死遺族」という言葉を使用する方々と，「自殺遺族」という言葉を使用する方々がおられます。どちらか一方の言葉を使用すると，もう一方の言葉を使用したい方々を不快にさせてしまう問題も生じます

- 今後は，自殺で家族を亡くした遺族のことも，他の死因で家族を亡くした遺族と同じように，一般的な「遺族」や「遺児」という言葉で呼ぶように配慮していくことが求められています

（大倉2020：37-45より要約）

③　自という文字の
問題点を知る

「自」という文字がもたらす影響

- 自殺は多くの場合，自分の意志ではなく，まるで死へと駆り立てられる病気に背中を押されるようにして，その最期の自己殺傷行為に及んでいるように思われます

- しかし，この「自」という文字で強調されている限り，この亡くなり方が，自分の意志で，かつ，自己責任で実行されたものである，という社会的な見方から，一向に抜け出していけないのではないかと危惧しています （大倉2020：19）

「自」という文字を外して普通の「死」へ

- 「自殺」という言葉は，自分を殺し，倫理的に悪い死に方をしたと解釈されることがあります。また，「自死」という言葉は，自分で望み，選んで死んだと解釈されることがあります
- しかし，いずれにしても，最大の問題点は，言葉の頭に「自」という文字が付いていることで，その死が自ら実行されたものであるという見方から逃れられません

- 「自殺」と「自死」から，「自」という文字を外し，他の死因で亡くなった場合と同じように，一般的な「死」にしていけないかと考えています

（大倉2020：3-5より要約）

④　自殺と自死に代わる
新たな第三の言葉を考える

自殺と自死に代わる新たな言葉を考える

- 自殺という言葉の問題点は，これまで繰り返し指摘されてきました
- 自死という言葉への置き換えがはらむ問題点もあります
- 自死遺族や自死遺児という言葉の問題点もあります

⇒「自」という文字も「殺」という文字も使わずに，
この亡くなり方を新たに表現することはできないものでしょうか？

「傾死」とするのはどうでしょうか？

傾 死

- 前から読めば，「人が傾いて死に至る」となります
- 後ろから読めば「人が死に傾いた末に亡くなる」となります
- これらの文字通りの言葉の裏に，「自ら命を絶って亡くなる」という亡くなり方を婉曲に，かつ，遠回しに意味付けたい，と考えています

人が死に傾いた末に亡くなる傾死

- 読み方は，「けいし」です
- 「傾く」は，文字通り「ななめになる」という意味の他に，「正常な状態を失って不安定になる」という意味があります（新村2008「広辞苑」）
- 「傾」という文字には，「あやうくなる（危うくなる- 引用者補注）」や「つきる（尽きる- 引用者補注）」という意味もあります（鎌田・米山1992「大漢語林」）

⇒　傾死という言葉には，「人が正常な状態を失って死に傾いた末に自分の命を絶って亡くなること」という意味を付与できます（大倉2020：21）

⑤　自殺の新しい定義を作る

自殺は自らの意志による死であると強調されてきた歴史があった

- 従来の自殺の定義は，「自らの意志で実行したことを自殺と言う」という点が繰り返し強調され，自らの意志によって死を選んだとは言い難い事例は自殺の例外であるとして解説されてきました（加藤1954：4，大原1965：5）

- 従来の自殺の定義が，本来，望まない死であったと言うべき自殺をも，それは本人が望んで実行した死であった，と考えられてしまうような社会的な見方を助長してきた側面があり，問題の根源となっていました　（大倉2020：22-34より要約）

着目したのは，従来の定義から除外されてきた「本来の望みではない自殺」という視点

- 私が自殺を再定義する際に考慮した論点

（１）自殺に瀕した危機的な健康状態

（２）自殺の衝動性・制御不可能性・視野狭窄といった
平常とは異なる精神状態

（３）望まなかったり真の意志によらなかったりする
自殺の非選択性

⇒＜命題＞「この3つの論点を新たに定義に盛り込めないか」

私は自殺という言葉を次のように定義しました

・自殺とは，本人の内外における様々な原因により，急激に，または，慢性的に生じた本人固有の苦しみや痛みに襲われるなどの生命の危機的，かつ，破滅的な健康状態において，

多くの場合，自己殺傷衝動によって命を絶つことへと駆り立てられたり，思考の制御が充分に効かなかったり，まるで死ぬ他に術がないと錯覚したり思い込んでしまっていたりするような精神状態で，

自分の本意ではなかったり，自分の意志とは関係がなかったりするのにもかかわらず，絶命行為に及び，死に至る亡くなり方である

（大倉2020：30）

自殺は決して犯罪ではありません

- これまで自殺で亡くなられた方々の多くは，自分の本意ではない，望まない死を遂げて亡くなられました

- それにもかかわらず，「殺」という文字が使われていることに対して，犯罪性を想起するという指摘が今もなおあることに心を痛めています

- しかし，そのような見方は遺族自身の中にも残る偏見であり，今一度，私たち一人一人が自らの偏見に気付き，自殺という痛ましい亡くなり方が決して犯罪ではないということを再認識する必要があります

（大倉2020：31より改変，追記）

まとめ：

偏見の解消のために必要なのは，

私たち一人一人の価値観の変容

である

私たち一人一人の「自殺という言葉に対する価値観」を点検すべき時が来ています

- 障害という言葉は，「障」と「害」という文字を平仮名にして「障がい」，「しょうがい」等と表記する対応が一部で見受けられますが，どこか表面的でその場しのぎのような印象を拭い切れません

- LGBT(Q)という言葉では，レズやゲイという従来からの言葉に対する偏見を考えさせられる契機になりました。レズやゲイという言葉を変えるのではなく，私たちの価値観の方を変容させることを迫られています

- 自殺という言葉が悪いのではなく，悪いのは私たち一人一人の価値観であると言うべきなのかもしれません

自殺に対する偏見の解消に
自殺という言葉で挑みたい

- 「家族を自殺で亡くしました」とは言いにくい社会的な見方が未だに続いています
- 自殺を自死に置き換えるという方策も極めて切実で重大な提案であり，かつ，深い愛情と同情に基づく即効性のある英断であり，ご尽力された皆様に心からの感謝を申し上げます

- しかし，この自殺という亡くなり方をたとえ自死という言葉で表現したとしても，自殺を取り巻く根深い諸問題が依然として残されたままであり，かつ，自死という言葉に内在される問題が新たな形で偏見を生む可能性が高いと言えます

自殺って言えないままではなく
自殺って言いたい

- 私は，私自身，父親を自殺で亡くした遺族の一人として，ここ数年，関係者の皆様や遺族会，支援団体の皆様に繰り返し申し上げていることがあります
- それは，「自殺と言えないままの社会では，真の偏見の解消なんてあり得ない」ということです

⇒　今後は，自殺を巡る諸問題を自殺という言葉で直視し，自殺という言葉と亡くなり方に対する私たちの見方そのものを変え，自殺が「本来の望みではない死」なのだという事実を正面から発信するべきです

家族が自殺で亡くなりましたと言える社会へ

・自分を殺さざるを得なかったほどに，急激に，あるいは，慢性的に，本人固有の苦しみに襲われた末に，本意ではない死を遂げること，それが自殺です

（大倉2020：17を要約）

・自殺を自死という言葉に置き換えるのではなく，病気や癌などの他の死因で亡くなった場合と同じように，「家族が自殺で亡くなりました」と臆することなく語ることのできる社会にしていくことも，今後の有力な方策の一つになるものと考えられます

（大倉2020：37より一部改変）

ご清聴をいただき，有り難うございました。